

【別紙1】 用語の定義

項番	用語	解説
1	適用徴収システム	適用徴収業務を支援する目的から1972年（昭和47年）より運用しており、2003年（平成15年）10月からは電子申請・届出に対応し、2004年（平成16年）1月から労働保険料の電子納付に対応した。また2013年（平成25年）4月には、後述する「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月29日厚生労働省情報政策会議決定、2008年（平成20年）3月19日同会議改定、2010年（平成22年）9月17日同会議再改定、 http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html 参照。以下「最適化計画」という。）に基づく最適化を行ったシステム。
2	フェーズ2システム	「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」第一段階（フェーズ1）において構築されたプログラムに機能を追加して構築されたシステム。プログラムはフェーズ1システム上で構築するもの、フェーズ2システム上で構築するものに一時的に区分されるが、平成25年度以降（フェーズ2本番稼働以降）は全ての機能を統合し、一つのシステムとして稼働している。
3	次期適用徴収システム	平成28年に予定するアプリケーション、ソフトウェア及びハードウェアの更改後の次期の適用徴収システム。
4	RSシステム	労働局適用徴収業務支援システムのこと。適用徴収システムのサブシステムの一つ。主な機能として以下の機能を備えている。 「RS-C」： 徴収LAN 労働保険適用徴収システムの適用徴収関連データを基に、適用事業場、還付請求、過誤納額整理、事蹟情報を管理する。 「RS-B」： 文書管理 年度更新申請書類をOCRより取り込み、原本管理を行う。取り込みデータの確認・訂正操作、年度更新申告書提出状況を管理する。受け付けた申請データを職員が審査・承認する。 「RS-J」： 事務組合 年度更新申告書内訳の登録、労働保険料の収納・滞納・事蹟管理、報奨金算出、次年度労働保険料算出を行う。算定調査結果を受け、還付、追徴管理を行う。
5	厚生労働省統合ネットワーク	「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、本省、地方支分部局、検疫所等の各組織において、個別の業務ごとに構築されてきた専用通信回線の集約・統合及び運用管理の一元化を図るため、平成20年4月から運用を開始したネットワーク基盤。
6	厚生労働省ネットワークシステム（共通サービス）	「厚生労働行政情報化推進計画」に基づき、各種事務処理の効率的、効果的な遂行を目的に省内パソコン一人1台体制の整備、電子メール・電子掲示板等のグループウェアの構築、厚生労働省ホームページの運用等による省内外との迅速な情報連携等の基盤となるシステム。
7	都道府県労働局におけるLAN（局LAN）	労働局内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。（平成27年4月更改予定）
8	利用拠点（監督署）におけるLAN（署LAN）	労働基準監督署内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
9	利用拠点（安定所及び監督署合同庁舎）におけるLAN（地方LAN）	職業安定局と労働基準監督署が合同庁舎であった場合の内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
10	厚生労働省CIO補佐官	業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家。府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定・実施に当たり、CIO及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う。
11	PMO	プログラム・マネジメント・オフィスの略であり、省全体管理組織を指す。人事、会計、広報等の関係部局との連携の上、府省内の業務・システムを統括し、最適化を推進する。
12	PJMO	プロジェクト・マネジメント・オフィスの略であり、個別管理組織を指す。各個別システムの最適化を統括・推進する。
13	業務・システム最適化指針	平成18年3月31日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議にて決定した業務・システムの最適化のための取組についてまとめた指針。 http://www.e-gov.go.jp/doc/optimization/index.html 参照。
14	厚生労働省情報セキュリティポリシー	情報セキュリティに対する厚生労働省の基本方針及び対策基準等を定めた文書を指す。
15	現行システム関連事業者	適用徴収システムに関連する現行の事業者を指す。関連する主な事業者を以下に示す。 ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（本省サーバ） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その1） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その2） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その3） ・労働保険適用徴収システムアプリケーション保守事業者 ・労働保険適用徴収システムシステム運用事業者
16	次期システム関連事業者	次期適用徴収システムに関連する現行の事業者を指す。関連する主な事業者を以下に示す。 ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（平成28年本省サーバ）（仮称） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（平成28年拠点機器その1）（仮称） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（平成28年拠点機器その2）（仮称） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（平成28年拠点機器その3）（仮称） ・労働保険適用徴収システム更改に係るアプリケーション改修事業者（仮称） ・労働保険適用徴収システムアプリケーション保守事業者（平成28年）（仮称） ・労働保険適用徴収システムシステム運用事業者（平成28年）（仮称）
17	労働保険適用徴収システムに係る関連事業者	現行システム関連事業者、次期システム関連事業者及び追加調達事業者の総称

【別紙1】 用語の定義

項番	用語	解説
18	PJMO関係事業者	個別管理組織（PJMO）に関連する事業者を指す。 現在の関連する主な事業者を以下に示す。 ・労働保険適用徴収システム更改等に係る総合工程管理等支援事業者 ・労働保険適用徴収システムに係るコンサルティング事業者 ・労働保険徴収業務室付システムエンジニア
19	他関連事業者	現行システム関連事業者及び次期システム関連事業者を除く適用徴収システムに関連する事業者を指す。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・統合ネットワーク構築事業者 ・都道府県労働局におけるLAN導入事業者 ・利用拠点（監督署）におけるLAN導入事業者 ・利用拠点（職業安定局と同居型の監督署）地方LAN事業者
20	再委託者等	本件受注者に関する再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（再々委託者）及び再々委託者が業務を委託する第三者（再々々委託者）の総称。
21	外部システム	適用徴収システムに関連する外部のシステムを指す。 関連する主なシステムを以下に示す。 ・労働基準行政情報システム ・労災行政情報管理システム ・ハローワークシステム ・官庁会計システム（ADAMS II） ・電子政府の総合窓口システム（e-Gov） ・マルチペイメントネットワーク（MPN）
22	労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（本省サーバ）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、本省に設置される各機器（業務サーバ群、運用監視サーバ群、運用監視端末、PC等及びプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
23	労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その1）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、本省に設置される各機器（RSシステム運用監視サーバ群、文書管理スキャナ、保守サーバ及び保守クライアント端末）全国労働局に設置される各機器（RSシステムサーバ、ストレージ及び文書管理用クライアント端末/スキャナ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
24	労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その2）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、全国労働局及び監督署に設置される各機器（クライアント端末、レーザプリンタ、高速レーザプリンタ、ドットインパクトプリンタ及びラインプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
25	労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その3）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、全国労働局に設置される各機器（OCR/OCR端末）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
26	労働保険適用徴収システムシステム運用事業者（システム運用事業者）	運用オペレータとヘルプデスクを担当する事業者を指す。 ①運用オペレータ システム運用業務を遂行する。 ②ヘルプデスク ヘルプデスク業務を遂行する。
27	労働保険適用徴収システムアプリケーション保守事業者（アプリケーション保守事業者）	システム運用・保守統括者及びアプリケーション保守を担当する事業者を指す。 ①システム運用・保守統括者 システム運用・保守統括業務、運用支援業務を遂行する。 ②アプリケーション保守 アプリケーション改修作業、アプリケーション等障害時対応及び保守一般を遂行する。
28	労働保険適用徴収システムに係る追加調達事業者（追加調達事業者）	労働保険適用徴収システムに係る追加業務を担当する事業者を指す（年間10事業者程度を想定するが、これは上限を示すものではない）。
29	労働保険適用徴収システムに係るコンサルティング事業者	現行システム関連事業者から納品される成果物等が最適化計画等の内容に準拠し、システム基盤技術、システム実現方式及びシステム効率化等の観点から最適化の目的を満たすものとなっているかを審査し、分析・助言等を行う事業者。現在、厚生労働省と契約中の事業者であり、平成26年3月末日において契約期間が終了する。
30	労働保険適用徴収システムの更改等に係る総合工程管理等支援事業者（総合工程管理等支援事業者）	労働保険適用徴収システム更改に係る方針検討、調達支援及び工程管理等支援を実施する事業者。 （契約期間：平成25年9月24日～平成28年10月31日）
31	労働保険適用徴収システムフェーズ2に係る工程管理等支援事業者	労働保険適用徴収システムの最適化に係る調達支援及び工程管理等支援を実施していた事業者。 （契約期間：平成22年12月17日～平成25年9月30日）
32	システム管理部門	適用徴収システムの運用に関する責任と権限を持ち、システム運用・保守部門と一体となり、システム全般の運用の円滑化を図る組織を指す。労働保険徴収課が担当する。
33	サイト管理者	都道府県労働局等の各拠点において他システムから利用する職員を除き、職員の中から指名される者を指す。 問題等への対応時において、必要に応じて協力を行う。
34	事前確認テスト	業務的な観点及びユーザビリティの観点等からシステムの適格性を確認するために発注者側が実施するテストを指す。 事前確認テストは総合テストと並行して実施することでシステム上の不適合を早期に検出することを目的としており、これにより検出からリリースまでの修正対応可能期間をより長く確保するものである。
35	Service Level Agreement (SLA)	受注者が厚生労働省との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求（達成）水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意した内容を指す。
36	開庁日	厚生労働省が業務を行っている日。 基本的には土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く全ての日であるが、拠点によっては、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）にも業務を行っている場合がある。
37	SLCP-JCF2007	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引のための共通フレーム体系（2007年版）を指す。